

くらしの安心情報

情報ファイル NO.73

平成 21 年 10 月 13 日

訪問してきた業者に「表札の相が悪い。運気を上げる必要がある。」と言われ、高額な商品を購入してしまいました！

被害内容

【相談者 70代 女性】

昨日、突然、訪問してきた業者から「表札の相が悪い。」と指摘されました。その後、易断の先生と称する人物が訪れ、姓名判断を受けました。その内容に思いあたることもあり、つい、自分の悩みを打ち明けてしまいました。「運気が上がる物がある。」と水晶玉(80万円)を勧められ、購入してしまいました。解約したい！

対処方法

これは、他人の不幸や不安に付け込み「災いを取り除くため」「開運のため」と称して、高額な祈祷サービスや商品(印鑑、数珠、アクセサリー等)を契約させる「開運商法」「靈感商法」の事例です。

- ・ この商法は、契約金額が高額だけでなく、精神的な被害を伴うケースもあるので注意が必要です。
- ・ 「易断の結果にもとづき助言、指導その他の援助を行うこと」はクーリング・オフ(無条件解約)の対象になります。契約書面を受け取った日から 8 日間はクーリング・オフできます。
- ・ 相談者には、クーリング・オフ通知を出すように助言しました。また、勧誘時に不実のことを告げて不安をあおったり、威迫するなど悪質な勧誘行為等があれば、クーリング・オフ期間が過ぎていても、取り消しできる場合があります。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

運気アップ
間違いなし！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)